

令和5年5月29日

公 告

防衛省陸上自衛隊
福島駐屯地業務隊長
田 村 憲 治

陸上自衛隊福島駐屯地創立70周年記念行事において、来場者に対しサービスの提供を行うため、臨時売店の出店業者等を募集します。

希望者は、関係事項を承知の上、お申し込みください。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務件名（公募業種）

ア 物品販売

イ 食料品（生ものは除く。）・飲料販売

(2) 実施日時

令和5年10月8日（日）0900～1500（小雨決行）

(3) 設置場所及び名称

福島県福島市荒井字原宿1

陸上自衛隊福島駐屯地売店エリア（野外）

1区画（間口4m×奥行3mを基準とする。）（有料）

2 出店について

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、野外交売店の経營業務の全てを自社で遂行できること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 飲食を提供する業者等については、必ず、福島市保健所に確認（申請等の処置）を行うこと。

3 出店について

- (1) 使用面積に対して、行政財産使用料(土地の使用料)が徴収されます。
- (2) 出店場所に制限があるため、希望者多数の場合は企画提案書での選考となります。
- (3) 出店に当たっては、駐屯地内の規則を遵守していただきます。なお、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点等から行事を中止する場合は別途連絡いたします。

4 応募手続き等

- (1) 出店希望者は、募集要領を令和5年5月29日(月)～6月9日(金)の間、第5項のお問合せ先で配布しております(土曜日及び日曜祝祭日は除く)。なお、郵送も行いますのでお気軽にお問い合わせください。
- (2) 6月9日(金)の翌日以降の募集要領の配布はできません。

5 お問合せ先

- (1) 住 所
〒960-2156
福島県福島市荒井字原宿1
陸上自衛隊福島駐屯地業務隊厚生科
- (2) 連絡先
電 話：024-593-1212 (内線376・377)
担 当：尾形・高橋